

令和4年度第2回湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会

日時 令和5年3月17日（金）

13:30～15:00

場所 湯梨浜町役場 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和4年度事業実績見込について（資料2）

(2) 保険者機能強化推進交付金指標による評価について（資料3）

(3) 令和5年度事業方針（案）について（資料4）

(4) その他

・令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託事業所について

（資料5）

4 閉 会



湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年2月28日

告示第8号

改正 平成18年4月1日告示第13—5号

平成19年3月30日告示第40—2号

令和2年3月6日告示第15号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定により設置する湯梨浜町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な運営並びに公正及び中立性の確保に関し、必要な事項を調査、協議するため、湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(運営内容)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員確保に関する事
- (4) 地域包括ケアに関する事
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、センターの公正及び中立性を確保する観点から、保健、福祉及び医療について見識を有する次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉協議会関係者
- (3) 各種団体代表
- (4) 介護者代表
- (5) 指定介護サービス事業者
- (6) 介護サービス従事者
- (7) 医師
- (8) 県福祉保健関係職員
- (9) その他町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず本告示施行後の最初の委員の任期は、平成18年2月28日から平成20年3月31日までとする。
- 3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、解任されるものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会は、任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、地域包括支援センターに置く。

(会長への委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年2月28日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日告示第13—5号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第40—2号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

地域包括支援センター運営協議会について

(厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋)

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況の評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

●所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

- ② センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知 3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

【地域包括支援センターの設置運営について 3(1)より抜粋】

市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

(例)・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応

- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制におけるセンターの位置づけや役割

イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

(例)・認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認

- ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

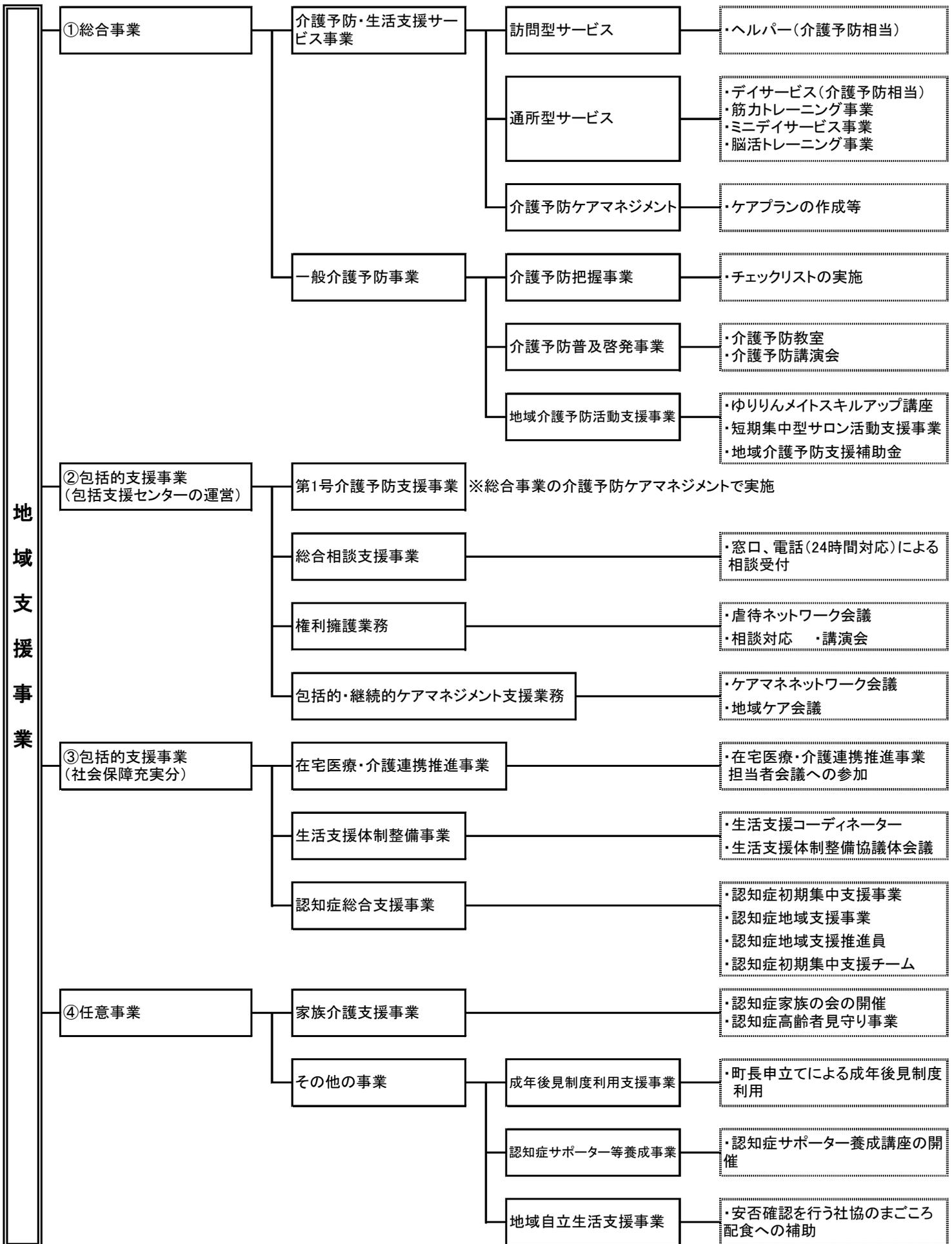
(例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催

- ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進
- エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針
 - （例）・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進
- オ ケアマネジメント支援の実施方針
 - （例）・介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等）
 - ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催
 - ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけ
- カ 地域ケア会議の運営方針
 - （例）・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法
 - ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標
- キ 市町村との連携方針
 - （例）・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催
- ク 公正・中立性確保のための方針
 - （例）・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録
 - ・運営協議会への報告、説明等への協力
- ケ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

③ センターの運営に関すること

- ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - b 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
 - d その他運営協議会が必要と認める書類

湯梨浜町地域包括支援センターの業務



【指定介護予防支援事業所としての業務】

介護予防支援事業 … 予防給付(通所リハビリ・福祉用具貸与など)を必要とする要支援認定者に対するケアプランの作成等を行う。3 -

令和 4 度 事業実施方針に係る事業実績見込み

地域包括支援センター事業においては、第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における目標のうち、センターが直接関わる目標 1～5 について下記の通り事業を展開しました。

目標 1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

方針①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1. すべての高齢者を対象に閉じこもり予防や認知症予防、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防教室、介護予防講演会を実施します。
2. 要支援者及び事業対象者に対し、介護予防相当サービス、筋力向上トレーニング事業、ミニデイサービス事業、脳活トレーニング事業のほか、インフォーマルサービスの活用など、一人ひとりの状態にあったサービスを受けることができるよう支援します。
3. 短期集中ゆりりんサロン、地域介護予防活動支援補助金等により、身近な場所で介護予防ができる体制作りを支援します。

※令和 4 年度の実績見込みについては、R5. 2. 28 時点での実績です。

実績

1. 介護予防教室・介護予防講演会

・介護予防教室

運動・口腔・栄養について各地域のサロン等で介護予防教室を実施します

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	20 回	30 回	8 回	14 回	27 回
参加人数	480 人	596 人	104 人	159 人	367 人
担当課評価	with コロナを提示し、地域介護予防活動支援補助金サロンを中心に体力測定等の実施について積極的に勧奨した結果、実績は前年のほぼ 2 倍となった。				
次年度向け	引き続き、地域介護予防活動支援補助金サロンについては年 1 回の体力測定実施を勧奨していき、町報等により積極的に周知していきます。				

・介護予防講演会

総合事業対象者等に対し、運動や口腔・うつ等の介護予防に対する講演を通じて、介護予防に対する理解を深めます

期 日	内 容	場 所	人数
9 月 29 日	口腔機能について くにたけ歯科クリニック：国竹洋輔歯科医師 三朝温泉病院：荒尾和子 S T 県歯科医師会：西尾歯科衛生士、 中部歯科医師会：岡歯科衛生士、 広域連合：高橋保健師	橋津公民館	16 人
10 月 20 日	口腔機能について ひまわり歯科クリニック：王秀樹歯科医師 三朝温泉病院：荒尾和子 S T 県歯科医師会：西尾歯科衛生士	田後地区 公民館	6 人

	中部歯科医師会：岡歯科衛生士 広域連合：高橋保健師		
11月17日	口腔機能について パープル歯科クリニック：桑名慎太郎医師、歯科衛生士 三朝温泉病院：荒尾和子ST 中部歯科医師会：岡歯科衛生士 広域連合：高橋保健師	長瀬西部公民館	8人
担当課評価	新型コロナウイルス感染症状況を勘案し年度後半の実施となったが、大雪の影響により中央公民館と連携した講演会が実施できず、次年度延期となった。		
次年度に向けて	年度当初に年間計画をたて、事業実施後のアンケートや高齢者クラブ等と連携しニーズを把握しながら、希望する者が参加できるよう送迎対応等検討していく必要があります。		

2. 介護予防・生活支援サービス事業

1) 介護予防訪問介護相当サービス

基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方、「要支援1・2」の認定を受けた方が食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を受けるサービス。

(人/月・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	-	-	-	20	20	20	28	28	28
実績値	-	10	19	22	27	28	23	19	
実績/計画	-	0.0	0.0	110.0	135.0	140.0	82.1	67.9	
担当課評価	実績値の減少の理由としては、事業対象者・要支援1・2から要介護へと移行される方が多いことや新規申請時の要支援認定の減少が考えられます。 (対象者の減少によるもの)								
次年度に向けて	利用者が希望されるサービスを受けられるよう、事業所の指定手続き等を引き続き適切に行っていきます。								

2) 介護予防通所介護相当サービス

基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方、「要支援1・2」の認定を受けた方が既存の介護サービス事業者に通所して、利用するサービス。

(人/月・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	-	-	-	60	60	60	73	74	74
実績値	-	28	58	60	69	69	72	66	
実績/計画	-	0.0	0.0	100.0	115.0	115.0	98.63	29.7	
担当課評価	実績値の減少の理由としては、事業対象者・要支援1・2から要介護へと移行される方が多いことや新規申請時の要支援認定の減少が考えられます。 (対象者の減少によるもの)								
次年度に向けて	利用者が希望されるサービスを受けられるよう、事業所の指定手続き等を引き続き適切に行っていきます。								

向けて	き続き適切に行っていきます。
-----	----------------

3) 筋力向上トレーニング

理学療法士の指導の下、高齢者向けのマシンを活用し高齢者の動作性・体力の向上を図ります。

(延べ人数/年・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	2,800	2,800	2,800	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
実績値	2,969	3,053	2,723	2,397	2,101	1,518	1,553	1,411	
実績/計画	106.0	109.0	97.3	82.7	72.4	52.3	53.6	48.7	
担当課評価	委託事業所には新型コロナ対策対応をお願いしながら実施いただいたが、事業所によっては、実施基準に至らず未実施回数の方が多くなったが、基準の緩和の検討をお願いし、次年度に向かいR5年3月から基準を緩和された。今年度は、少しずつ新規参加者も増え参加延べ人数は令和2年度から暫増傾向となってきている。								
次年度に向けて	当該事業終了後の受け皿として、サロン実施団体の新規開拓も併行しながら必要な方が一人でも多く事業につながるよう奨励していきます。								

4) ミニデイサービス事業

閉じこもりがちな人に、集団によるレクリエーションや運動指導・機能訓練を行い、閉じこもりや物忘れなどを予防する。

(延べ人数/年・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	2,080	2,080	2,080	2,400	2,400	2,400	1,440	1,440	1,440
実績値	1,464	1,249	1,513	2,174	1,649	745	571	504	
実績/計画	70.4	60.0	72.7	90.6	68.7	31.0	39.7	35	
担当課評価	コロナ禍後に約半減した参加者数も、今年度は少しずつ回復の兆しが見られてきた。経年的に委託した事業の内容も見直しされ充実してきており参加者からの満足度は高い。								
次年度に向けて	引き続き、必要な方が早期に利用につながるよう、個別の声掛けを中心とした参加奨励を行っていく必要があります。								

5) 脳活トレーニング事業

認知機能の低下が見込まれる高齢者等に対し、専門職員の指導のもと、運動・知的活動・座学を効果的に組み合わせた認知症予防教室を実施し、認知・運動機能の低下を予防する。

(延べ人数/年・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	-	-	-	-	-	384	768	768	768-
実績値	-	-	-	-	-	312	230	274	
実績/計画	-	-	-	-	-	81.3	29.9	35.7	
担当課評価	物忘れ相談プログラムを集団健診やサロンで実施し参加基準に該当された者に事業の参加を奨励し、参加意向の有った者に参加いただいているが、軽								

	度認知障害に対する改善の意識が高く、かつ、継続的な参加が可能な方に限られ、必要な方が参加につながりにくい現状がある。
次年度に向けて	引き続き、個別の声掛けや町報等を中心に広く周知し、当該事業を希望する方の参加につながるよう支援していく必要があります。

6) 介護予防ケアマネジメント事業

(件数/年・%)

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	200	200	200	380	380	380	380	380	380
実績値	261	354	327	368	427	434	327	394	
実績/計画	130.5	177.0	163.5	96.8	142.3	114.2	86.1	103.7	
担当課評価	利用者のケアマネジメントを適切に行えた。								
次年度に向けて	引き続き適切に利用者のケアマネジメントを行っていきます。								

※第6期・第7期計画の実績値及び第8期計画については、地域支援事業における介護予防ケアマネジメントの件数。

※総合事業、総合事業+介護予防の直営分の総数

3. 地域での介護予防

短期集中型サロン活動支援事業

地域のサロン等に、町職員・ゆりりんメイトが出向き、3ヶ月程度集中してサロン活動を支援していき、地区の介護予防の充実を図り健康な地域づくりを推進する。

【計画】令和4年度 3団体

【実績】 3団体（田後南部（むつみ会）、松崎1区、花見地区）

【担当課評価】 むつみ会は、コロナ禍の影響により、R3年度からR4年度にかけて実施完結した。繰り返し勧奨した結果、松崎1区については12月から、花見地区については3月24日から開始予定となったのは良かった。

【次年度に向けて】 地区にサロン立ち上げを希望する（又は興味がある）方があれば積極的に勧奨・支援していきます。

地域介護予防活動支援補助金

主に65歳以上の高齢者で、月2回以上定期的に運動・体操を含めた活動を行う団体が継続的に活動できるよう支援を行う。★印は令和4年度新規補助決定サロン。

申請団体名	人数	1回あたり補助額	頻度	補助金
舎人地区ふれあいサロン	20	4,000円	週1回(年49回)	196,000円
門田寿会	16	3,000円	月2回(年24回)	72,000円
長瀬中部クラブ	10~19	3,000円	月2回(年24回)	60,000円
国信ゆりりんクラブ	9	1,000円	月2回(年20回)	20,000円
長瀬中央花みずき	10	1,000円	月2回(年24回)	24,000円
はわい温泉いきいきサロン	16	2,000円	月2回(年24回)	48,000円

石脇サロンいろりばた	6	1,000円	月2回(年24回)	24,000円
サロン笑夢	10	2,000円	月2回(年24回)	48,000円
★橋津地区グラウンド・ゴルフクラブ	25	4,000円	月3回(年33回)	132,000円
★橋津区	5~20	4,000円	月4回(年57回)	80,000円
★原あじさい会体操部	9	1,000円	月4回(年38回)	38,000円
★白寿会	14	2,000円	月2回(年12回)	24,000円
★むつみ会	14	2,000円	月2回(年17回)	34,000円
★まめな会	9	1,000円	月4回(年20回)	20,000円
計				820,000円
担当課評価	今年度目標は新規3団体を交付決定することに対し、新規団体が6団体であり、地区サロンの養成ができた。地域づくりの一助に繋がったと判断する。			
次年度に向けて	引き続き新規団体の増に向けて支援を行います。併せて5年継続されているサロンに対し、表彰を行う予定。新規団体増に向けてゆりりんメイトの養成を行います。			

方針②在宅医療・介護連携の推進

- ・鳥取県中部の1市4町、中部福祉保健局、医師会や職能団体と連携し、多職種協働による在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。
- ・入退院調整手順・入院時連携シートを活用した取り組みとあわせて、医師、歯科医師、介護支援専門員等の関係する多職種による在宅医療・介護連携のための研修会・意見交換会を開催します。

実績

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・資源マップ掲載・更新 ・「しよいやの会」開催 ・「医療介護連携にかかるアンケート」の実施 ・「中部圏域入退院調整手順」の管理 ・関係団体との連携 ・「1市4町・中部福祉保健局・医師会担当委会」開催
実 績	<p>【開催実績等】</p> <p>1市4町、中部福祉保健局、中部医師会で担当委会を開催し、平成30年度から8つの事業項目について実施している。</p> <p>(ア) 地域の医療・介護の資源の把握 資源マップホームページ掲載、更新</p> <p>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出等対応策の検討 入退院支援アンケートの実施</p> <p>(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進 (イ) と同じ</p> <p>(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 「中部圏域入退院調整手順」の運用、入退院支援アンケートの実施</p> <p>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p>

	<p>地域包括支援センターにおける相談支援業務</p> <p>(カ) 医療・介護関係者の研修 各関係団体が実施する研修会との連携</p> <p>(キ) 地域住民への普及啓発 資源マップをホームページにアップし、情報提供をしている。</p> <p>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 1市4町、中部福祉保健局、中部医師会担当者会を開催し、8項目の実施状況の確認等話し合っている。</p>
評価	<p>令和4年度は、Zoomを使用し、医療・介護関係者の研修会・意見交換会（しよいやの会）をオンラインで開催した。第1回は8月に薬剤師会からの活動報告、第2回は11月に栄養士会から居宅療養管理指導について講演をしていただき、その後意見交換をし、知識を深めることができた。令和5年3月には第3回（脳卒中協議会から活動報告）を予定している。オンラインでの研修会開催ではあるが、毎回それぞれの職能団体の活動を知ることによって知識が深められ、併せて各職能団体からの参加があり、ネットワークづくりにもつながっていると思う。担当者会議では、8項目の実施状況の確認と併せて、課題解決に向けた検討を随時している。</p>
次年度に向けて	<p>引き続き1市4町、中部福祉保健局、中部医師会担当者と連携し、地域住民の方に在宅医療・介護がスムーズに提供できるようにしていく。しよいやの会についても年3回の予定で開催し、ブラッシュアップを目指すとともに、ネットワークの構築につなげていきます。</p>

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

方針①地域ケア会議等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働により個別事例の検討を行う地域ケア会議を継続して実施し、自立支援型のケアマネジメントや地域のネットワークの構築、地域課題の抽出を行います。 ・地域ケア会議で抽出された個別課題や地域課題の把握と解決策の検討を行い、課題解決に向けた取り組みを進めます。 ・介護支援専門員の支援と質の向上を図るため、ケアマネネットワーク会議を継続的に定期開催します。 	
実績	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議（毎月1回） ・ケアマネネットワーク会議（隔月1回）

実績	【開催実績】			
	① ケアマネネットワーク会議（隔月1回 第3水曜日）			
	開催月	主な研修内容		
	5月	今年度の湯梨浜町地域包括支援センターの取組について		
	7月	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について		
	9月	意思決定支援について		
	12月	終活講演会（権利擁護研修会「転ばぬ先の知恵」）		
	1月	令和3年度の地域ケア会議から抽出された課題について		
	3月	町内医療機関との意見交換会		
	② 町内医療機関との連携会議 医師・歯科医師 3月15日			
	③ 地域ケア会議の開催（毎月1回・第3火曜日）13:30～15:00			
		日時	参加数	内容
	第1回	4月19日（火）	10名	新規要支援者の個別ケース③事例 個別課題…3 地域課題…2
	第2回	5月17日（火）	10名	新規要支援者の個別ケース②事例 個別課題…2 地域課題…2
	第3回	6月15日（火）	9名	新規要支援者の個別ケース③事例 個別課題…5 地域課題…1
第4回	7月19日（火）	7名	新規要支援者の個別ケース②事例 個別課題…2 地域課題…3	
第5回	8月16日（火）	7名	新規要支援者の個別ケース①事例 個別課題…1 地域課題…1	
第6回	9月20日（火）	7名	新規要支援者の個別ケース①事例 個別課題…2 地域課題…2	
第7回	10月18日（火）	12名	新規要支援者の個別ケース①事例 個別課題…1 地域課題…1	
第8回	11月15日（火）	12名	新規要支援者の個別ケース③事例 個別課題…3 地域課題…3	
第9回	12月20日（火）	11名	新規要支援者の個別ケース③事例 個別課題…2 地域課題…3	
第10回	1月17日（火）	10名	新規要支援者の個別ケース③事例 個別課題…4 地域課題…2	
第11回	2月21日（火）	13名	新規要支援者の個別ケース②事例 個別課題…2 地域課題…2	
第12回	3月22日（水）…予定	名	新規要支援者の個別ケース③事例	
	（参加者） 計	108名	（事例） 計27ケース 個別課題…27 地域課題…22	
評価	<p>ケアマネネットワーク会議は、毎回テーマを決め、オンライン会議で開催し、できるだけ多くの事業所、ケアマネが参加できるようにした。活発な意見交換ができ、顔の見える関係、ネットワークづくりができたと思う。</p> <p>地域ケア会議は、コロナ禍ではあったが、専門職からの意見がいただけるように事前に資料の配布、担当ケアマネや利用事業所の参加が難しい場合は、事前に利用状況等の確認をし、会議での意見交換に支障がないように努めた。参加する専門職に</p>			

	<p>対しても、会議までに質問等を提出してもらい、質問の意図を確認するなど自立支援やケアマネジメントの質の向上につながるよう努め、ケアマネの気づきにつながったように思う（口腔ケア、新たな支援、緊急時の対応、地域交流などの必要性等）。会議終了後に、個別課題、地域課題の抽出を行っている。抽出された課題については、ケアマネネットワーク会議の中で、地域のケアマネジャーと課題を共有し、課題解決につなげられるように意見交換を行った。</p>
次年度に向けて	<p>自立支援や生活の質の向上、地域のケアの向上を目指し、居宅介護支援事業所との研修会、意見交換会を開催し、ケアマネジメントの質の向上、ネットワークづくりに努める。</p> <p>多職種協働で検討を行うために、専門職とケアマネ、利用事業所の方と活発な研修会ができるように工夫をし、効果的な地域ケア会議が開催できるようにしていきます。</p>

方針②生活支援体制整備の推進

- ・生活支援コーディネーター、協議体の設置により、地域における困りごとの把握をし、それぞれの地域にあった課題解決の方法、助け合い・支え合い活動を推進します。
- ・高齢者自身が生活支援の担い手として社会的参加・社会的役割を持ち、生きがいをもって生活できる体制作りを推進します。

実績

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備協議体の開催（年2回） ・旧町村単位での第2層生活支援体制整備について町社協へ委託
実 績	<p>【開催状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備協議体 （第1回）令和4年11月24日（木） <p>【第2層生活支援体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層と2層の情報交換会を令和5年1月に実施。 ・サロンへ参加し、マップの更新を一緒に行ったり、ボランティア養成講座、サロン世話人交流会等を開催。
評 価	<p>第1層及び第2層協議体を開催し、事業の方針を再確認し、協議体の方向性を確認した。地域から出る困りごとについては、地域ごとに解決方法が違うため、地域住民（区長、サロン関係者等）と話をし、地域のつながりが持てるような働きかけをしていく手がかりにつなげられるよう努めたが、直接住民の声を聴く機会が少なく、困りごとの把握が十分できなかった。そのため、課題解決や、高齢者の社会参加や社会的役割につながらなかった。</p>
次年度に向けて	<p>第1層、第2層の生活支援コーディネーター、協議体と連携し、地域の困りごとの把握、課題解決に向けた取り組みを行うための地域づくりをどうしていくか等の検討を行います。</p>

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

方針①相談・支援体制の強化

- ・高齢者やその家族など支援を必要とする人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、地域住民や協力団体等が普段の関わりの中で見守りや助け合いをしていく地域包括ネットワークの構築を行い、地域包括支援センターの相談・支援機能を強化・充実します。
- ・地域包括支援センターを始め、様々な関係者が十分に連携して介護者支援を推進できる体制を整え、介護者のニーズに応じた支援につなげることで介護負担軽減を図っていきます。

実績

相談件数

	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画値	1,000	1,000	1,000	820	820	820	600	600	600
実績値	986	725	726	578	531	530	488		
実績/計画	98.6	72.5	72.6	70.5	64.8	64.6	81.3		
担当課評価	高齢者の家族や本人からの相談だけでなく、民生委員や社協等からの相談もあり、相談後はそれらの関係機関と連携をし、相談対応を行っている。包括内でも専門職を中心に検討を行い、連携して対応をしている。								
次年度に向けて	関係機関と連携し、対象者本人の支援だけでなく、そのご家族や支援者の支援も行い、安心した生活の継続や介護負担の軽減が図れるようにしていきます。								

方針②介護予防事業対象者の実態把握

- ・基本チェックリストの実施や包括支援センター職員による訪問により、予防事業対象者を早期に発見し、高齢者の支援を行うことで高齢者の家族の負担を軽減します。

実績

	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	4,035人	4,111人	4,159人	4,190人	4,179人
回答者	3,873人	3,886人	3,282人	2,830人	
回収率	96.0%	94.5%	78.91%	67.5%	
事業対象者に該当する人数	1,144人	1,634人	980人	1,108人	
事業に繋がった人数		事業6人 介護17人	事業6人 介護24人	事業13人 介護16人	
担当課評価	新型コロナ対策により、R2年度から郵送による配布・回収となり回収率が低下してきおり、回収率のアップを目指していく必要があるが、並行して事業の効果検証もしていく必要がある。				
次年度に向けて	回収率を上げるため、配布については郵送対応、回収については保健推進員による対応を検討している。また、事業評価を行います。				

目標 4 認知症施策の総合的な推進

方針①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの配布により、地域住民の認知症への対応や理解を深めます。
- ・認知症の家族の情報交換や相談・助言を行う「認知症家族のつどい」や認知症の人やその介護者が集う「オレンジカフェ」を引き続き実施します。
- ・「認知症高齢者見守り支援事業」を実施し、万一の緊急時に家族及び関係機関との情報共有が円滑に図れる体制整備を行います。

実績

認知症サポーター講座

計 画	一般 300 人程度、小学生 100 人程度、中学生 160 人程度					
実 績	【開催状況】 R5.2.28 時点					
	項目	H31	R1	R2	R3	R4
	団体数	14 団体	9 団体	2 団体	1 団体	1 団体
	参加人数 (うち小学生)	281 人 (19 人)	235 人 (67 人)	14 人 (13 人)	14 人 (13 人)	31 人 (0 人)
評 価	町内銀行、スーパーマーケット等での実施を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により積極的な声かけが出来なかった。参加者の年齢層が高く、若い年齢層への啓発が必要。養成講座受講後のフォローが必要。					
次年度 に向け て	コロナ禍前に計画していた、町内銀行やスーパーマーケット等への開催勧奨を再開するとともに、区長会等での周知を行います。					

認知症高齢者見守り支援事業

事 業 内 容	認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、関係機関の情報共有が円滑に測れるよう事前の体制整備や早期発見のための対策、賠償保険への加入等の対策を講じることにより、高齢者等の生命及び身体の保護、介護する家族の不安解消を図る。	
計 画	・認知症高齢者等事前登録制度 ・認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	申請があれば随時登録 年間 5 件程度 年間 10 件程度
実 績	・認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業 ・認知症高齢者等事前登録制度 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	2 件 (累計 4 件) 4 件 (累計 9 件) 登録 6 件、廃止 2 件 (累計 9 件)
評 価	ケアマネージャーや介護者家族に対して制度の啓発を図った。事業の活用により、安心して在宅介護ができる環境を整えるため、今後も啓発活動を継続していく。	
次年度 に向け て	制度の周知として、町報へ年 1 回掲載しているが、周知回数が少ないと感じている。年間を通して数回は町報へ掲載する、ケアマネネットワークでケアマネージャーへ周知を行うなど制度周知を充分に行っていきます。	

方針②早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化

- ・医療・介護サービスが受けられていない、または中断して対応に苦慮してる等の方に対し、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」による包括的・集中的支援を行います。

実績

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置（1名） ・認知症初期集中支援チーム会議（ケースがあれば随時開催） 1 ケース実施
実 績	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症家族のつどいへの参加 8回 ・若年性認知症の会への参加 5回 ・オレンジカフェの実施 9回 ・認知症疾患医療センター事業検討会を初めとする認知症関連の研修会への参加 ・タッチパネル健診後の訪問活動の実施 ・認知症初期集中支援チーム会議・・・実績なし
評 価	<p>コロナ禍の影響により、認知症家族のつどい、オレンジカフェについては、実施しない月があった。家族のつどいについては、参加者の固定化は否めないが新規参加者も少しずつあり、少人数の会ではあるが参加者の満足度は高い。</p>
次年度に向けて	<p>町報等を中心に、積極的に事業周知を行い、必要な方が参加・相談できるようにしていく必要があります。</p>

目標5 高齢者虐待の防止等の権利擁護の推進

方針①広報・普及啓発

- ・高齢者の権利擁護にかかる相談対応や成年後見制度の適切な活用、虐待防止、早期発見、早期対応のための地域関係者のネットワークを構築や住民への啓発に取り組み、高齢者の権利を守ります。

実績

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会を年1回開催
実 績	<p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終活講演会 令和4年12月6日（火） 講演：「転ばぬ先の知恵 ～介護される方もそして介護する方もちょっとだけ備えましょう」 講師： クラーク法務事務所 司法書士 濱川 康夫 氏 （参加人数） 25人

評 価	昨年度に引き続き、自分らしく生きることに重点を充てた終活について講演会を開催した。財産管理や判断能力が低下した際に利用する成年後見制度について事例を交えながら講演をしていただき、参加者の理解度は高かったように思う。アンケートから終活関連の内容について関心が高いことがわかり、権利擁護を推進していくために今後も必要なことであると考えている。
次 年 度 に 向 け て	権利擁護について住民に関心を持っていただき、人生の最後まで自分らしく生きられ、権利が守られるように、講演会の開催、町報等で啓発活動に取り組んでいきます。

方針②ネットワーク構築

- ・「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行います。

実績

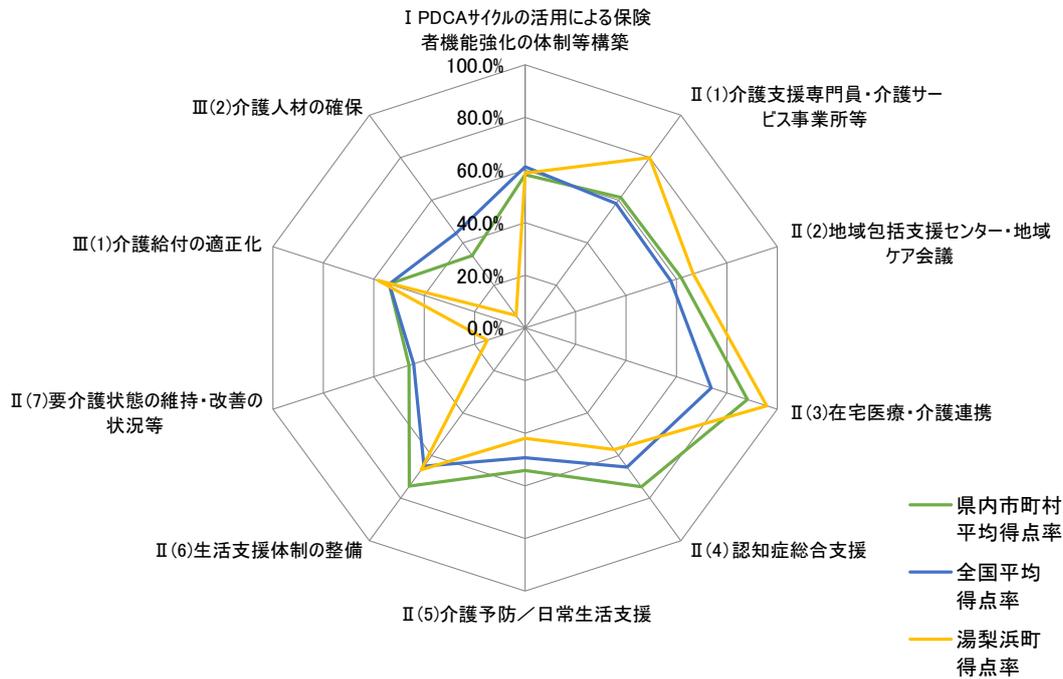
計 画	・ネットワーク会議を年2回開催
実 績 (見込)	【開催状況】 ・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 (第1回) 令和4年10月21日(金) (第2回)
評 価	ネットワーク会議では、虐待の早期発見、早期対応、虐待防止に向けて、町職員の体制について再確認をした。また、成年後見制度利用促進基本計画についても説明を行い、制度が必要な人が適切な支援につなげられるように努めた。会議では、参加者から虐待の未然防止や早期発見のため、それぞれの機関や団体で何ができるか考えてもらうなど、日頃から虐待防止、早期発見について意識してもらうように働きかけた。
次年度に 向けて	今後も情報共有・検討を行い、虐待防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

【R5保険者機能強化推進交付金（市町村）評価指標 得点率】レーダーチャート

(入力用↓↓)

R5保険者機能強化推進交付金評価指標	湯梨浜町 得点率	県内市町村 平均得点率	全国平均 得点率	比較 (県平均-全国平均)	(入力用↓↓)		満点	
					湯梨浜町 得点	満点		
1 I PDCAサイクルの活用による保険者機能強化の体制等構築	58.8%	58.2%	61.2%	-3.0%	100	170	58.8%	
2 II(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	80.0%	61.3%	58.4%	2.9%	80	100	80.0%	
3 II(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	66.7%	61.9%	57.8%	4.1%	110	165	66.7%	
4 II(3)在宅医療・介護連携	95.8%	88.2%	73.8%	14.4%	115	120	95.8%	
5 II(4)認知症総合支援	57.1%	74.6%	65.4%	9.2%	80	140	57.1%	
6 II(5)介護予防／日常生活支援	42.0%	54.2%	49.4%	4.8%	235	560	42.0%	
7 II(6)生活支援体制の整備	66.7%	74.3%	64.9%	9.3%	60	90	66.7%	
8 II(7)要介護状態の維持・改善の状況等	15.0%	46.1%	44.2%	1.8%	90	600	15.0%	
9 III(1)介護給付の適正化	58.3%	54.0%	53.9%	0.1%	70	120	58.3%	
10 III(2)介護人材の確保	5.8%	34.0%	44.4%	-10.4%	7	120	5.8%	
					947	2185	43.3%	

■レーダーチャート



令和5年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針（案）

1. 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

湯梨浜町で令和3年度から3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。令和5年度は第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年度となります。

本計画では、町が取り組んできた様々な施策の成果や課題、地域の実情を踏まえた上で「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、「地域共生社会の実現」をめざし、以下の目標を定めています。

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 目標

目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 介護給付等対象サービスの充実・強化
- (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

- (1) 事業者への支援・指導によるサービスの質の向上
- (2) 地域ケア会議等の推進
- (3) 生活支援サービスの充実
- (4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

- (1) 相談・支援体制の強化
- (2) 介護予防事業対象者の実態把握

目標4 認知症施策の総合的な推進

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 早期発見、早期対応に向けた体制・連携強化
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

目標5 高齢者虐待防止等の権利擁護の推進

- (1) 広報・普及啓発
- (2) ネットワーク構築
- (3) 行政機関連携
- (4) 相談・支援

目標6 効率的・効果的な介護給付の推進

- (1) 介護サービス量の見込み
- (2) 介護保険料の設定
- (3) 制度の円滑運営のための仕組み
- (4) 介護サービス情報の公表
- (5) 介護保険制度の運用に関するPDCAサイクルの推進
- (6) 保険者機能強化推進交付金等の活用

目標7 災害・感染症対策に係る体制整備

- (1) 災害対策に係る体制整備
- (2) 感染症対策に係る体制整備

2. 令和5年度 事業実施方針（案）

地域包括支援センター事業においては、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における目標のうち、センターが直接関わる目標1～5について下記の通り事業を展開します。

目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・すべての高齢者を対象に閉じこもり予防や認知症予防、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防教室、介護予防講演会を実施します。
- ・要支援者及び事業対象者に対し、介護予防相当サービス、筋力向上トレーニング事業、ミニデイサービス事業、脳活トレーニング事業のほか、インフォーマルサービスの活用など、一人ひとりの状態にあったサービスを受けることができるよう支援します。
- ・特に短期集中ゆりりんサロン、地域介護予防活動支援補助金等により、身近な場所で介護予防ができる体制作りを支援します。

②在宅医療・介護連携の推進

- ・鳥取県中部の1市4町、中部福祉保健局、医師会や職能団体と連携し、多職種協働による在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。
- ・入退院調整手順・入院時連携シートを活用した取り組みとあわせて、医師、歯科医師、介護支援専門員等の関係する多職種による在宅医療・介護連携のための研修・意見交換会を開催します。

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

①地域ケア会議等の推進

- ・多職種協働により個別事例の検討を行う地域ケア会議を継続して実施し、自立支援型のケアマネジメントや地域のネットワークの構築、地域課題の抽出を行います。
- ・地域ケア会議で抽出された個別課題や地域課題の把握と解決策の検討を行い、課題解決に向けた取り組みを進めます。
- ・介護支援専門員の支援と質の向上を図るため、ケアマネネットワーク会議を継続的に定期開催します。

②生活支援体制整備の推進

- ・生活支援コーディネーター、層協議体の設置により、地域における困りごとの把握や地域資源の発掘を行い、それぞれの地域にあった助け合い・支え合い活動を推進します。
- ・高齢者自身が生活支援の担い手として社会的参加・社会的役割を持ち、生きがいをもって生活できる体制作りを推進します。

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

①相談・支援体制の強化

- ・高齢者やその家族など支援を必要とする人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、地域住民や協力団体等が普段の関わりの中で見守りや助け合いをしていく地域包括ネットワークの構築を行い、地域包括支援センターの相談・支援機能を強化・充実します。
- ・地域包括支援センターを始め、様々な関係者が十分に連携して介護者支援を推進できる体制を整え、介護者のニーズに応じた支援につなげることで介護負担軽減を図っていきます。

②介護予防事業対象者の実態把握

- ・基本チェックリストの実施により、予防事業対象者を早期に発見し、高齢者の支援を行うことで高齢者の家族の負担を軽減します。

目標4 認知症施策の総合的な推進

①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの配布により、地域住民の認知症への対応や理解を深めます。
- ・認知症の家族の情報交換や相談・助言を行う「認知症家族のつどい」や認知症の人やその介護者が集う「オレンジカフェ」を引き続き実施します。
- ・「認知症高齢者見守り支援事業」の制度の周知・啓発に努め、万一の緊急時に家族及び関係機関との情報共有が円滑に図れる体制整備を行います。

②早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化

- ・医療・介護サービスが受けられていない、または中断して対応に苦慮してる等の方に対し、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」による包括的・集中的支援を行います。

目標5 高齢者虐待の防止等の権利擁護の推進

①広報・普及啓発

- ・高齢者の権利擁護にかかる相談対応や成年後見制度の適切な活用、虐待防止、早期発見、早期対応のための地域関係者のネットワーク構築や住民への啓発に取り組み、高齢者の権利を守ります。

②ネットワーク構築

- ・「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行います。

令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）委託事業所

（件数は令和5年2月末現在）

No.	事業者名称	事業所名称	住所	事業者番号	介護予防支援		介護予防ケアマネジメント		合計		備考
					延件数	1月あたり	延件数	1月あたり	延件数	1月あたり	
1	医療法人専仁会	介護老人保健施設 ハワイ信生苑	湯梨浜町はわい温泉58番地5	3171400322	133	13	30	3	163	16	
2	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	湯梨浜町泊1085番地1	3171400561	83	8	23	2	106	10	
3	合同会社烏龍舎	ホームケアサポートサービスEsola	湯梨浜町長江310番地76	3171400991	90	9	159	16	249	25	
4	特定非営利法人 一粒の麦	居宅介護支援事業所キラリ	倉吉市見日町491番地	3170300507	10	1	22	2	32	3	
5	医療法人清和会	在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井300番地	3170300317	9	1	0	0	9	1	
6	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根55番地233	3170300622	107	11	46	5	153	16	
7	社会医療法人仁厚会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	北栄町土下123番地1	3171400280	9	2	2	1	11	3	
8	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷	湯梨浜町野花443番地1	3171400116	170	57	0	0	170	57	
9	株式会社ライフケア湯梨浜	ライフケア居宅介護支援事業所	湯梨浜町田後224番地1	3171400967	45	5	0	0	45	5	
10	社会福祉法人みのり福祉会	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町492番地1	3170300770	22	2	0	0	22	2	
11	社会福祉法人中部福祉会	アロハ居宅介護支援センターあずま園	湯梨浜町光吉107番地35	3171400850	3	0	8	1	11	1	
12	合同会社くるみの木	居宅介護支援事業所くるみの木	北栄町松神145番地1	3171401023	0	0	10	1	10	1	R4.5～
13	株式会社ライトアップ	そらいろ居宅介護支援事業所	倉吉市宮川町188番地	3170301018	0	0	4	0	4	0	R4.11～

【令和4年度途中で委託した事業所】

	事業所名称	年度途中で委託した理由
①	居宅介護支援事業所くるみの木	デイサービスセンターくるみの木の利用希望者があり、併設している同系列の居宅介護支援事業所に委託することで、状況を把握しやすく適切な介護予防ケアプラン策定を行うことができるため。
②	そらいろ居宅介護支援事業所	介護予防ケアプラン策定業務について例年委託している事業所では新たに担当することが困難な状況であったことから、新たに委託先を増やすことで適切に介護予防ケアプラン策定が行うことができる体制を維持するため。